

第5次

概要版

さっぽろ子ども 未来プラン

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



札幌市

第1章 計画の策定

1 計画の位置付け

本計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を包含する計画であり、今後5年間の子ども・若者・子育て当事者への支援を総合的に推進するための計画です。

また、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画の位置付けであり、子ども・若者・子育て当事者への支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、計画を推進します。

2 計画の対象

- ◆全ての子ども（おおむね18歳まで）、若者（おおむね15～34歳まで、施策によってはそれ以上の年齢を含む）、及び子育て当事者（妊娠・出産期を含む。）が主な対象です。
- ◆事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

3 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

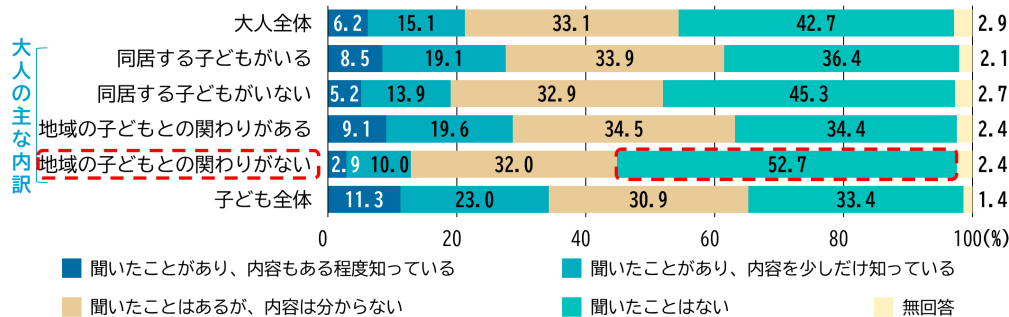
第2章 札幌市の現状

1 子どもの権利に関する現状

子どもの権利の認知度は、同居する子どもがいる、地域の子どもと関わりがある人の認知度が高く、特に、地域の子どもとの関わりの有無による認知度の差が顕著となっています（図1）。また、子どもに関する相談窓口である「子どもアシストセンター」の相談件数は増加傾向にあり、特に LINE での相談が大きく増加しています（表1）。

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会は多く、職業体験や社会体験、まちづくりやボランティア活動の機会、気軽に過ごせる居場所は十分ではないとの傾向があります（図2）。

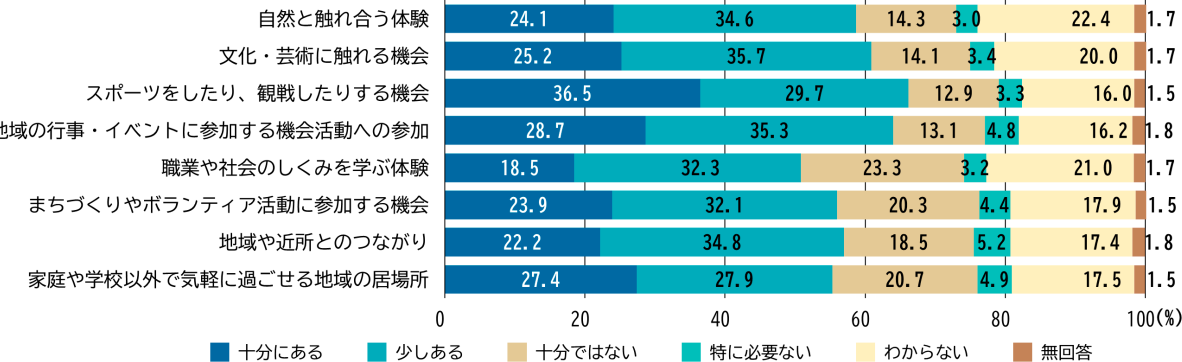
◆図1 子どもの権利の認知度



◆表1. 子どもアシストセンターの相談延べ件数の推移

年度	合計 (内 LINE 件数)
R1	3,062 (498) 件
R2	3,230 (813) 件
R3	2,886 (736) 件
R4	2,705 (1,144) 件
R5	3,238 (1,692) 件

◆図2 子どもを対象とした参加の取組や環境について



POINT

【調査結果を踏まえた主な取組の方向性】

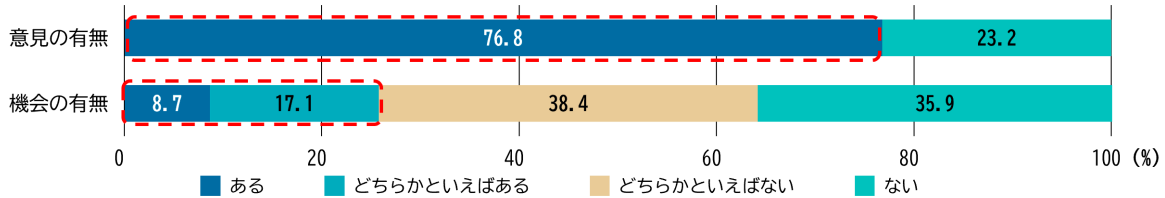
- 子どもの権利の認識拡大に向け、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組
- 多様な体験機会の提供や、地域・市政等における子どもの主体的な参加機会の充実
- 子どもアシストセンターの周知や他の相談機関と連携した適切な対応など、子どもの権利侵害からの救済体制の強化

など

2 若者の社会参加や意識に関する現状

札幌市や行政機関に対して思うことや伝えたい意見がある若者が多い一方で、伝える機会が「ある」「どちらかといえはあある」と答えた割合は25.8%に過ぎず、若者の意見表明機会の確保について課題があります（図3）。

◆図3 札幌市や行政機関に伝えたい意見はあるか / 伝える機会はあるか



POINT

【調査結果を踏まえた主な取組の方向性】

- インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取組の推進
- 子ども・若者の意見を市政に反映していく取組の促進

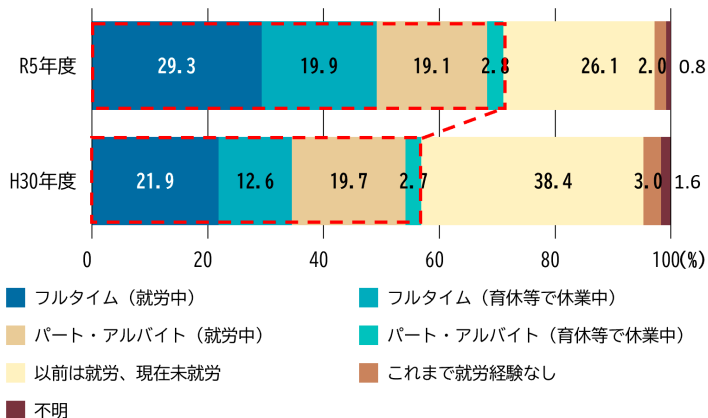
など

3 子育て当事者の現状

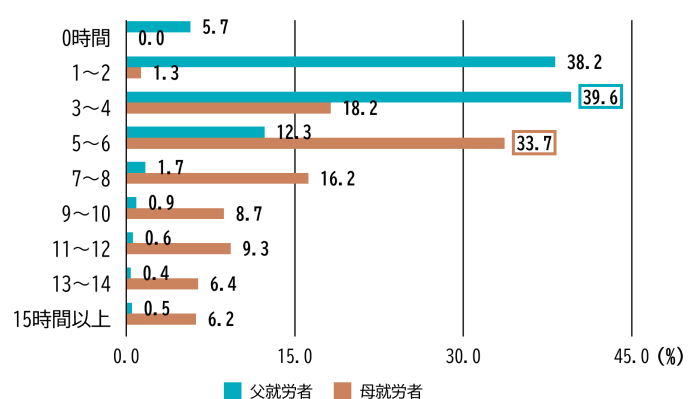
この5年間で母親が就労している割合は14.2ポイント増加しています（図4）。一方、就労中の親が、平日に子どもと過ごす時間は、母親は「5～6時間」が最も多いのに対し、父親は「3～4時間」が最も多く、父親が平日子どもと過ごす時間が少ない現状にあります（図5）。

また、ひとり親世帯は、子育てを「大変」と感じる割合が、他の世帯類型より高くなっています（図6）。

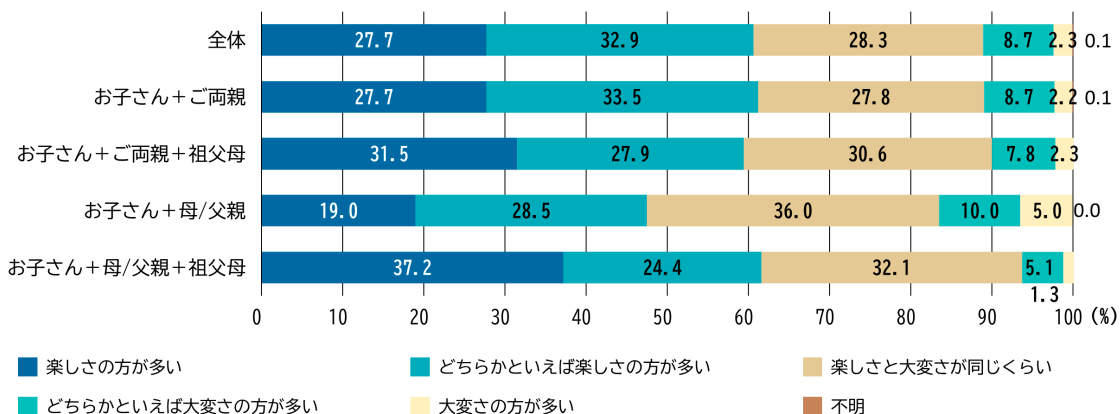
◆図4 母親の就労状況



◆図5 平日に父母が子どもと過ごす時間



◆図6 子育ての楽しさと大変さについて（世帯類型別）



POINT

【調査結果を踏まえた主な取組の方向性】

- 父親の主体的な育児を更に進め、共育てを推進
- 仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの推進
- 子育てに孤立感を抱える方などへの対応について、保護者に寄り添った支援体制の構築
- 様々な困難を抱えるひとり親家庭への総合的な支援の推進

など

1 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

2 基本的な方針

各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき4つの「基本的な方針」を定めます。

方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点

方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える

方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

方針1・2 に新たな考え方を位置付け

方針1：子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

方針2：全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

子どもの健やかな成長のため、子育て当事者が健康で、かつ経済的な不安や孤立感を抱くことなく、心のゆとりを持ち、子どもと向き合えるよう子育て環境の充実を図ります。

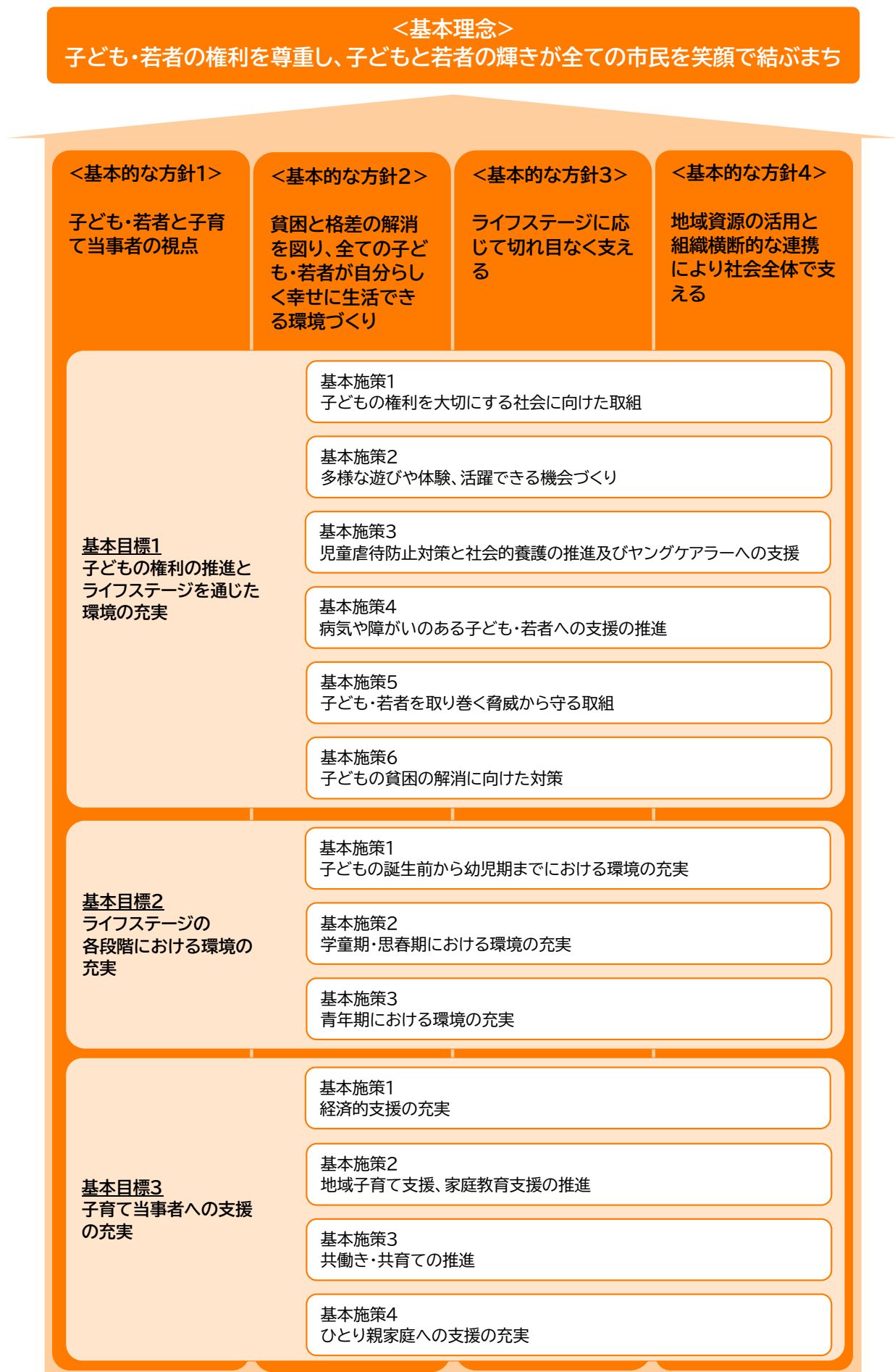
4 成果指標

計画の実施状況を点検・評価するための成果指標を定めます。

主な指標項目		現状値	目標値 (R11)
子どもが大切にされている社会だと思う人の割合		35.5%	70.0%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	70.0%
	大人	37.6%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子ども・若者の割合	子ども	69.0%	75.0%
	若者	56.1%	70.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1%	96.0%
毎日が充実していて楽しいと思う若者の割合		69.2%	75.0%
子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさのほうが多い」子育て世帯の割合		60.6%	70.0%
「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合		52.6%	70.0%

5 計画体系

本計画における基本理念の達成に向け、3つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる13の基本施策を定めます。各基本施策に取り組む際は、基本的な方針1から4を意識し、取組を実施します。



基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

- ・子どもの権利について、子どもと関わりのない大人も含む広く市民に認識が広がるよう、地域や学校等とも連携しながら重層的・継続的に効果的な広報に取り組んでいきます。
- ・子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育てることが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。

◆全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

「さっぽろ子どもの権利の日」事業／広く市民に向けた広報啓発 等

◆子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

子ども向け広報等の充実／子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 等

◆子どもを受け止め、育む環境づくり

次世代の活動の担い手育成事業／さっぽろ子ども未来基金事業 等

◆子どもの権利侵害から子どもを守る取組

子どもの権利の侵害からの救済や LINE 相談（子どもアシストセンター） 等

◆子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

子ども向け男女共同参画啓発事業／多文化共生推進事業 等

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ・子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、子どもの意見表明や市政への参加を促進します。
- ・全てのライフステージにおいて、家庭の経済状況に関わらず、子ども・若者の年齢や発達の状況に応じた様々な遊びや体験ができ、子ども・若者が一人一人異なる長所を伸ばしていけるよう取り組みます。

◆子どもの意見表明の促進

子ども議会／子どもからの提案・意見募集ハガキ 等

◆子どもの参加の促進

児童会館子ども運営委員会の拡充／少年団体活動促進事業 等

◆遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

ミニさっぽろ／子どもの職業体験事業／子どもの文化芸術体験事業 等

◆子ども・若者が活躍できる機会づくり

少年少女国際交流事業／IT 人材確保育成事業 等

基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・児童虐待の防止に向け、各関係機関が連携していくために、地域の拠点である区役所内の保健センターを「こども家庭センター」として位置付け、機能強化や連携強化に取り組みます。
- ・社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育される環境を整えます。
- ・ヤングケアラーの問題は顕在化しにくいことから、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して必要な支援につなげる取組や、問題解決に向け世帯全体を支援する取組を進めます。

◆児童相談体制の強化

児童相談体制強化事業／こども家庭センターの機能の強化 等

◆社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

社会的養護自立支援事業／里親制度促進事業／子どもの意見形成・表明支援事業 等

◆ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業）（交流サロン事業） 等

基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

- ・社会全体で障がいのある方の理解を促進するとともに、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加を推進します。
- ・障がいのある方やその家族に対する地域生活の支援の実施や、障がい者雇用を推進します。
- ・医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。
- ・幼少期から慢性的な疾病に罹患している子ども・若者に対し、相談支援や医療給付を行います。

◆障がいのある方の理解促進

心のバリアフリーの出前講座の実施／市民向けフォーラムの実施 等

◆乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

療育支援事業／障がい児・医療的ケア児保育補助事業／特別支援教育推進事業 等

◆障がいのある子ども・若者へのサービス提供体制の充実

障がい児地域支援マネジメント事業／障がい者相談支援事業 等

◆医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

医療的ケア児等の支援体制構築事業／医療的ケア児レスパイト事業 等

◆慢性疾患・難病の子ども・若者への支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業／小児慢性特定疾病医療費支給

基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

- ・いじめに直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとした周囲の大人への相談体制の充実や、研修等を通じた対応力の向上に取り組めます。
- ・子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者の自殺対策に取り組めます。
- ・子ども・若者を犯罪から守る取組や犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を推進していきます。

◆子どもをいじめから守る取組

いじめ防止対策事業／スクールカウンセラー活用事業 等

◆子ども・若者の命を守る取組

自殺予防事業／小中学生等に対する自殺予防啓発事業 等

◆子ども・若者を犯罪から守る取組

犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業／再犯防止推進事業 等

基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策

詳細は9ページの「第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画」参照

子どものくらし支援コーディネート事業／札幌まなびのサポート事業 等

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

- ・妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、周産期医療体制の確保、及び妊娠期から出産後までの多様なニーズに対応するための各種伴走型支援を実施します。
- ・幼児教育・保育の強化を図るため、質の向上へと政策の重点をシフトし、幼稚園や保育所等において、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図る取組を進めます。

◆妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

思春期ヘルスケア事業／産後ケア事業／妊娠 SOS 相談事業 等

◆子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障

保育士等支援事業／病児・病後児保育事業／こども誰でも通園制度事業 等

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

- ・義務教育や高等学校教育に関し、子どもたちが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の推進に向け取り組みます。
- ・子どもの健全な育成のためには、子どもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要なことから、児童会館機能等の充実や民間児童育成会への支援を行います。
- ・不登校などの未然防止、早期発見のために、教育相談支援体制の充実に取り組みます。

◆子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

冬季における子どもの運動機会増進事業／進路探究学習オリエンテーリング事業 等

◆放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

児童会館・ミニ児童会館事業／放課後子ども教室運営事業／民間児童育成会への支援事業 等

◆小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業／児童精神科医療体制拡充事業 等

◆成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

消費者行政活性化事業費／ものづくり企業人手不足対策事業 等

◆不登校の子どもへの支援

スクールソーシャルワーカー活用事業／不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 等

基本施策3 青年期における環境の充実

- ・青年期の若者が自らの適性等を理解した上で、就職や進学などの選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や相談支援に取り組みます。
- ・多様な価値観や考え方を尊重することを大前提とした上で、自身の選択として結婚や子育てを希望する若者等に対して、出会いの機会の支援や、住居確保に関する支援を行います。
- ・若者の社会的自立を総合的に支援するため、各機関の連携のもと、切れ目のない相談・支援を推進します。

◆高等教育の修学支援、高等教育の充実

札幌市奨学金支給事業／大学連携強化推進事業 等

◆就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

働き方改革・人材確保支援事業／奨学金返還支援事業／就業サポートセンター等事業 等

◆結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者出会い創出事業／市営住宅の供給における抽選倍率の優遇

◆悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ひきこもり対策推進事業／若者支援施設運営管理事業／困難を抱える若年女性支援事業 等

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

- ・子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱くことなく、健康でゆとりのある中で子どもに向き合えるようにすることは、子ども・若者にとっても重要です。札幌市独自の経済的支援のメニューに加え、各種手当の給付などを着実に行之、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。

◆日常生活に関する費用の負担軽減

子ども医療費助成／市営交通における同伴幼児の無料制度 等

◆各種手当の確実な支給

児童手当の支給／児童扶養手当の支給／特別児童扶養手当 等

◆保育所等にかかる費用の負担軽減

第2子以降の保育料無償化事業／認可外保育施設等利用給付事業 等

◆学校にかかる費用の支援

札幌市特別奨学金の支給／札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 等

◆就労の安定や自立に向けた支援

就労ボランティア体験事業／生活困窮者自立支援事業 等

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

- ・子どもの健やかな成長を保障するため、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含め、全ての子どもと子育て当事者を対象として、虐待予防の観点も踏まえ、ニーズに応じた子育て支援を推進します。

子育て情報発信事業／区保育・子育て支援センターにおける相談支援／
幼児期における家庭教育支援の充実／（仮称）南区複合庁舎整備事業等 等

基本施策3 共働き、共育ての推進

- ・ニーズ調査の結果、共働きや共育てが進んでいます。その一方で、子どもと過ごす時間は母親の方が多いという結果からも、父親の主体的な子育てを後押しする取組を推進します。
- ・働きたい人が働くことを諦めることのないよう、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた企業への働きかけなどを進めます。

父親による子育て推進事業／育児休業等取得助成事業／
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業／放課後児童クラブにおける昼食提供事業 等

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

詳細は9ページの「第6章 ひとり親家庭等自立促進計画」参照

ひとり親家庭自立支援給付金事業／養育費及び親子交流（面会交流）の相談・啓発 等

1 子どもの貧困の解消に向けた対策計画について

主に経済的な問題を要因とした様々な困難を抱える子どもとその家庭を支援するために策定する計画です。

2 基本目標

子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

3 施策の展開にあたっての共通の視点

- ◆支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点
- ◆妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点
- ◆子どもが未来を切り拓く力を育む視点
- ◆子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点
- ◆社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

4 施策体系

- 【基本施策1】周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進
- 【基本施策2】子どもの学びと育ちを支える取組の推進
- 【基本施策3】子育て家庭の生活を支える取組の推進
- 【基本施策4】特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

1 ひとり親家庭等自立促進計画について

子育て、家事、仕事及び経済的な面において様々な困難を抱えているひとり親家庭を総合的に支援するために策定する計画です。

2 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

3 基本目標

- 【基本目標1】子育て・生活支援の充実
- 【基本目標2】就業支援の充実
- 【基本目標3】養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進
- 【基本目標4】経済的支援の推進
- 【基本目標5】利用者目線に立った広報の展開

第7章

教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

- ◆子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めます。
- ◆令和5年12月～令和6年1月に実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」で把握した調査の結果等を踏まえ各事業の「量の見込み」を算出しています。

2 教育・保育の提供について

- ◆国の手引きを踏まえ、令和5年度実施のニーズ調査をベースに保育ニーズを推計しました。
- ◆本計画期間内において、市内の供給量は概ね充足しています。
- ◆幼稚園等から認定こども園への移行や老朽化施設の更新などにより、必要な受け皿を確保します。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

- ◆以下の事業について、各事業の「量の見込み」に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方にしたがって確保します。

- ・利用者支援に関する事業
- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業
- ・妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- ・病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

第8章

計画の推進

- ◆庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。また、市民、NPO 団体や地域団体など、子ども・若者及び子育て当事者と関わる様々な関係者や関係団体との連携を深めながら、計画を推進していきます。
- ◆毎年度、子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「札幌市子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進行管理を行います。
- ◆附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受け、次年度以降の施策や事業の改善に生かします。
- ◆今後の国の施策や社会情勢の変化等により、特に第7章に定める「需給計画」を中心に見直しの検討が必要となることが考えられることから、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について附属機関の審議を経て、改定を行います。

第5次さっぽろ子ども未来プラン《概要版》

令和7年（2025年）3月発行

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課
電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943
Eメール kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

札幌市の公式ホームページで計画全文をご覧ください。
右記二次元コードよりご確認ください。



**SAPP
RO**



さっぽろ市
01-G01-25-545
R7-1-57